

大規模小売店舗立地法第6条第2項の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記の事項について、利用実態に合わせた届出内容とするために令和8年5月25日に宮城県庁に届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会に代えて、本紙面によりお知らせ致します。

尚、届出書につきましては、宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報センター及び大河原町役場で、令和8年10月12日まで閲覧できます。

記

1 大規模小売店舗を設置する者

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町 2512 番地
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：クスリのアオキ大河原店

所 在 地：宮城県柴田郡大河原町大谷字西原前 46-1 外

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	9 : 00	0 : 00
株式会社菓匠三全	10 : 00	22 : 00

※ランドリー店は5 : 00～0 : 00営業

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	9 : 00	0 : 00
株式会社菓匠三全	9 : 00	22 : 00

※ランドリー店は5 : 00～0 : 00営業

4 変更する年月日

令和4年2月5日

5 変更する理由

運用実態に即した届出にするため

6 問い合わせ先

21世紀商業開発株式会社 担当：酒井 (Tel:03-3356-1230)
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 6-5

7 掲示期間

令和8年10月12日まで